特別養護者人ホーム ひまわり・安城 利用料金表①:自己負担分

令和3年 8月改訂

介護度区分	施設サービス費 (単位)/日	各種体制についての加算 (単位)	地域加算		職員(等特定) 遇改善加算	30日計算 1割負担(円)	30日計算 2割負担(円)	30日計算 3割負担(円)		負担限度額 認定状況	食費/日	居住費/日	日用品費/日	30日計算 自費分
要介護1	652					25,855	51,709	77,564		第1段階	300	820	200	39,600
要介護2	720	看護体制加算 I : 4/日看護体制加算 I : 8/日		7 × O.11		28,180	56,360	84,540	·····	第2段階	390	820	200	42,300
要介護3	793	・夜勤職員配置加算 :18/日 ・個別機能訓練加算 I :12/日 ・栄養マネジメント強化加算 :11/日 ・日常生活継続支援	× 10.27		0.11	30,677	61,353	92,030		第3段階①	650	1,310	200	64,800
要介護4	862	加算II : 46/日 加算II : 46/日 ・精神科を担当する 医師に係る加算 : 5/日				33,036	66,073	99,109		第3段階②	1,360	1,310	200	86,100
要介護5	929					35,328	70,655	105,983		基準負担額	1,700	2,006	200	117,180

個別、または月毎に算定される加算(単位)

初期加算	入居日から30日間に限って算定	30/⊟
科学的介護推進体制加算Ⅱ	厚労省に心身や疾病の情報を提出し、ケアに反映	50/月
自立支援促進加算	医師の医学的評価に基づく自立支援の実施	300/月
療養食加算	医師の指示箋に基づく療養食の提供	6/食
経口移行加算	経管栄養から経口栄養に移行する際に算定	28/⊟
経口維持加算Ⅰ	医師を含めた各専門職で食事への取組み	400/月
経□維持加算Ⅱ	食事の観察及び会議に各専門職が参加	100/月
□腔衛生管理加算Ⅱ	歯科衛生士が2回/月以上口腔がを実施し評価	110/月
生活機能向上連携加算	外部のリハビリと共同で個別機能訓練を実施	200/月
個別機能訓練加算Ⅱ	厚労省に訓練計画の情報を提出し、訓練に反映	20/月
褥瘡マネジメント加算Ⅰ~Ⅱ	褥瘡リスクに対する計画作成と発症予防を評価	最大13/月
排泄支援加算Ⅰ~Ⅲ	排泄の自立支援に取り組み、改善を評価	最大20/月
ADL維持等加算Ⅰ~Ⅱ	入居6ヶ月後に心身状態が維持できている際に算定	最大60/月
若年性認知症入所者受入れ加算	若年性認知症の対象者を受け入れた際に算定	120/⊟
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症への専門的な対応	3/⊟
認知症専門ケア加算Ⅱ	認知症への教育体制による対応	4/⊟
認知症行動·心理症状緊急対応加算	入所後7日間のみ算定	200/⊟

	看取りの日以前 31~45日以内	72/日
看取り介護加算(Ⅱ)	看取りの日以前 4~30日以内	144/⊟
自取り川護加昇(11)	看取りの日前日及び前々日	780/⊟
	看取りの日	1,580/日
在宅復帰支援機能加算		10/日
在宅·入所相互利用加算		40/⊟
退所前訪問相談援助加算	施設を退居し居宅に戻る際、各サービス担当者	460/⊟
退所後訪問相談援助加算	との連携時に算定	460/⊟
退所時相談援助加算		400/⊟
退所前連携加算		500/⊟
再入所時栄養連携加算	再入居時に病院の栄養士と連携し栄養ケア計画を作成	400/0
入院•外泊時費用	6日以内を算定	246/⊟
八所、外心时复用	6日以内を算定(外泊中に施設が在宅サービスを提供)	560/⊟
配置医師緊急時対応加算	医師が早朝、夜間に往診し診療	650/0
的自分引光点的对心的异	医師が深夜に往診し診療	1,300/🗆
安全対策体制加算	安全管理の担当者を配置し安全対策体制を整備	20/入居月

※上記単位数に、介護職員処遇改善加算:0.083、介護職員等特定処遇改善加算:0.027、地域加算10.27を乗じた金額の利用者負担割合(1~3割)を加算として請求します。

その他

事務費	1,500/月	貴重品・現金管理等を施設が代行する場合				
レク・クラブ費	自費	レクリエーション等の材料費等				
理美容費	自費	施設内で行う出張理美容サービス費				
雷気代	50/⊟	コンセントに繋いで使用するTV、ラジカセ等(1口毎)				
电火口	500/月	充電器(髭剃り、携帯電話等)				
入院時等居室待機料金	2,006/⊟	外泊・入院翌日~帰居日前日まで				

★利用料、加算は概算であり、おおよその目安になります。

※食費・居住費について利用者負担額の算定の基準(市町村民税が世帯非課税の方)

第1段階	生活保護を受けている、または老齢福祉年金を受けている			
第2段階	年金収入等(非課税年金を含む)が80万円以下かつ預貯金が単身650万円、夫婦1,650万円以下			
第3段階①	年金収入等が80万円超120万円以下かつ預貯金が単身550万円、夫婦1,550万円以下			
第3段階②	年金収入等が120万円超かつ預貯金が単身500万円、夫婦1,500万円以下			
第4段階	上記対象者以外			
※手続きなど詳細は、役所の介護保険窓口にお問い合わせください。				

[※]新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、2021年9月末までの間、施設サービス費に0.1%を乗じた額を請求します。